

概要

介護者の病気・各種行事や介護休養等の際に、在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方が安心して短期入院を利用することができるよう、国土交通省において、平成13年度より積極的に短期入院の受入れを行う一般病院を「協力病院」として指定し、短期入院の受入体制の整備・強化に係る経費を補助する制度。

令和4年度より重点支援病院制度を創設。リハビリの提供を安心して受けられる環境整備するため重点的に支援。

短期入院協力事業

短期入院協力病院

在宅重度後遺障害者の短期入院の受入れを行う病院であり、医師による診察、検査及び経過観察の他、介護技術等の介護者向けの指導等を行うことができる病院。

補助対象

「短期入院協力病院」として指定した一般病院

※補助内容①については、当該年度中に介護料受給者の受入実績又は具体的な受入見込みがあること

補助内容

- ① 医療器具等の導入に係る経費※
- ② 研修等経費、広報活動等に係る経費



(特殊浴槽)

補助率

- ① 定額、1/2
- ② 定額

補助上限額

- ① 500万円～900万円
(介護料受給者の直近の受入実績に応じて補助上限額が変動)
- ② 予算の範囲内

重点支援病院

「短期入院協力病院」のうち、リハビリ提供に特に意欲的な病院を選定し、リハビリ提供体制の強化を行う病院。

補助対象

「短期入院協力病院」のうち、リハビリの提供に意欲的な病院として選定した重点支援病院

※補助内容①については、当該年度中に介護料受給者の受入実績又は具体的な受入見込みがあること

補助内容

- ① リハビリ機器等の導入に係る経費※
- ② 研修等経費、広報活動等に係る経費
- ③ 重点支援病院間における意見交換会に係る経費

補助率

定額

補助上限額

- ①及び③の合計 1,100万円
- ② 予算の範囲内



ウエルウォーク
(出展)トヨタ自動車(株)